

平成 2 5 年 第 5 回臨時会

浪 江 町 議 会 会 議 録

平成 2 5 年 1 1 月 1 8 日 開会

平成 2 5 年 1 1 月 1 8 日 閉会

浪 江 町 議 会

平成25年第5回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（11月18日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
閉会の宣告	15

浪江町告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成25年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成25年11月8日

浪江町長 馬場 有

- 1 期 日 平成25年11月18日（月） 午前10時
- 2 場 所 福島県二本松市北トロミ573番地
（二本松市平石高田第二工業団地内）
浪江町役場 二本松事務所
- 3 付議事件
 - （1） 工事請負契約の締結について（25 浪江町役場本庁舎空気調和設備修繕工事）

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	小黒敬三君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	吉田数博君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

不応招議員（0名）

第 5 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

平成25年第5回浪江町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成25年11月18日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第62号 工事請負契約の締結について（25 浪江町
役場本庁舎空気調和設備修繕工事）

出席議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	小黒敬三君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	吉田数博君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
副町長	渡邊文星君	教育長	島山熙一郎君
総務課長	谷田謙一君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	岩野善一	書記	清水佳宗
	中野夕華子		

○議長（小黒敬三君） おはようございます。東日本大震災から、2年8カ月が過ぎました。第5回臨時会に先立ち、地震津波により犠牲となられた方々はもちろん、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対して、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。

ご起立ください。黙とう。

[黙とう]

○議長（小黒敬三君） ありがとうございます。ご着席ください。

◎開会の宣告

○議長（小黒敬三君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第5回浪江町議会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（小黒敬三君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小黒敬三君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小黒敬三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、14番、吉田数博君、15番、三瓶宝次君、16番、馬場績君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小黒敬三君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

○議長（小黒敬三君） ここで暫時休議いたします。

(午前10時03分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午前10時16分）

○議長（小黒敬三君） これから上程される議案は、株式会社小黒設備を相手方とする契約締結に係る事件です。よって地方自治法117条の規定により、この議事に参加することができません。

○議長（小黒敬三君） よって、議事運営を副議長をもって進めてまいりたいと思いますので、私が退場のため、暫時休議といたします。

（午前10時16分）

○副議長（佐々木恵寿君） 再開いたします。

（午前10時17分）

○副議長（佐々木恵寿君） ただいまから全員協議会開催のため、暫時休議いたします。

（午前10時17分）

○副議長（佐々木恵寿君） 再開いたします。

（午前11時41分）

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第62号 工事請負契約の締結について（25 浪江町役場本庁舎空気調和設備修繕工事）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第62号 工事請負契約の締結について（25 浪江町役場本庁舎空気調和設備修繕工事）ご説明をいたします。

本案は、25浪江町役場本庁舎空気調和設備修繕工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社小黒設備工業、代表取締役小黒陽子と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めらるるものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○副議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） それでは説明を申し上げます。まず議案に

よりご説明を申し上げます。

議案第62号 工事請負契約の締結について（25 浪江町役場本庁舎空気調和設備修繕工事）ご説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年浪江町条例第18号）第2条の規定に基づき、下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成25年11月18日提出、浪江町長、馬場有。

契約の目的であります。25浪江町役場本庁舎空気調和設備修繕工事であります。施工箇所は、浪江町大字幾世橋字六反田7番地2であります。

契約の方法につきましては、指名競争入札であります。

契約金額であります。6,195万円であります。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は295万円であります。

契約の相手方ではありますが、福島県双葉郡浪江町大字高瀬字小高瀬原197番地。

株式会社小黒設備工業代表取締役 小黒陽子でございます。

工期につきましては、議会の議決を得た日から平成26年3月21日であります。

続きまして、参考資料1に基づきまして、工事の概略について説明いたします。今回の工事の目的ではありますが、浪江町役場本庁舎の空気調和設備は、東京電力福島第一原子力発電所事故で、修繕及びメンテナンスを2年8ヶ月間実施できなかった。

現在は、一時立入をする住民や、本庁舎で復旧復興業務を行うため帰庁した職員のために、冷暖房運転をできるだけ最低限の状態となっております。

しかし、空調設備の運転等を庁舎内で管理することができず、異常があった箇所が確認できないこと。液晶画面で集中的な操作ができない状態であること。または、庁舎内を循環している水を冷やしたり、温めたりする「吸収冷温水機」の破損や、空調の風量が庁舎、執務室でコントロールできない等、多数の不具合があり、正常な運転ができなく本庁舎での業務に支障をきたす状況が続いております。

本工事は、これらの浪江町役場本庁舎の空気調和設備の破損箇所の修理を行い、正常な状態での運転ができるようにするものであります。

続きまして、次の裏の参考資料2をご覧ください。本庁舎1階の平面図であります。北側出入口を入れて左側。この太枠で

囲ったところの左側です。ここに、監視装置が設置してありまして、庁舎内の空調設備の管理をしております。また、図面右側の太枠で囲ったところは、機械室となっております。空調機、冷温水機、冷温水ポンプなど、主要な機器が設置してあります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○副議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

それでは質疑に入ります。質疑ありませんか。

12番。

○12番（佐藤文子君） お尋ねしたいのですが、今回、入札の結果だけということで、参入した入札業者とかの一覧がないわけなんです。浪江町内の業者がほかに入札参入しているのか。それとも県外の何社か参入しているのかということが知りたいのが1点です。

それと今、浪江本庁舎内に50人以上の職員が行って業務するわけなのですが、空調のない庁舎の中で業務しているということは結構過酷な条件で仕事に就かなくてはいけない状況なのかと推察できます。私達素人は、どの程度の空調施設が破損しているかというのが知り得ないわけです。だから調査の段階で本業の人が調査して、このぐらいの契約金額が必要で、業者が必要だということに至ったのだらうと思います。今、復興が急がれている中、この入札が万が一、否決に至ったならば、この工期までに次の入札が始まったとしても工期までに終わるのか。それともこういった補助事業を利用して額面を工面しているのかといったことをお聞きしたいと思います。

○副議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） まず業者についてであります。今回は、本店を浪江町内に有しているAランクと格付けされました3業者の入札となっております。

次に、故障の内訳でございますが、主なものでございますが、震災、原発事故の影響によりまして、一つは管理室、中央監視室に中央監視装置というものがございましたが、その液晶画面がほとんど見えなくなっております。そういうことでの機器の発動停止とか、機器の監視関係ができなくなっていることでの修繕工事が大きくなります。

さらに、コントローラー関係の操作部が固着して、正常に作動しないということでのコントローラー関係の効果、さらにポンプ関係では冷温水ポンプの損傷をして修繕するようなところ。さらに、吸収冷温水機関係ではバーナー部の固着とか、制御基盤破損ということでの修繕とか、そういう中での修繕がございます。

さらにこの財源関係ですが、今回は、平成25年度福島避難解除区

域生活環境整備事業という事業の中の公共施設の機能回復整備事業というものを活用しております。この事業なんです、本来国が実施する事業なんです、これを町が代行で執行するという事で、費用について全額入るという事業での実施を予定しているところであります。

さらに今回の予算が、9月の補正予算で予算を確保したということで10月の入札、そして今回の議会の議決ということで、工期については、今回の工期の3月がぎりぎりの工期と思っているところであります。

○副議長（佐々木恵寿君） 12番。

○12番（佐藤文子君） 本庁舎に向いている職員の方々が、20キロ圏内ということで年齢もまちまち、比較的若い方もいらっしゃる、役場庁舎のあるところは線量が低いとはいいながら、やっぱり警戒区域ということで、なかなかメンタル的にも過酷な状態なのではないかと思えます。

そういった中で、空調が不整備のままのところにいるということが想像するしかないのですけれども、工期が3月までということで、ぎりぎりの線なのかということ、私の推量だけではなくてきちんとぎりぎりだということかどうかを教えてください。

○副議長（佐々木恵寿君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） それではお答えしたいと思います。

現実的に現在、浪江町本庁舎の空調設備の運転自体は、簡単にいうと電源をつなぐか切るかしかできない状態です、はっきり申し上げます。ですから、冷やすというのは冷やそうと思って空調機をスイッチを入れて冷やすだけ。ですからいわゆる我々が言っているような温度設定をして、それらを調整できるような状況にはなっていません。ですからまともな状況にはありません。ただ、緊急避難的に、今議員が言われたように、職員を送り込んでいる過酷な状況なので、動かさないわけにはいかない、そここのところまで行きました。ですけれども、これから本格的に復旧するためには、職員をまともな環境におかないと健康の維持も危ぶまれますし、はっきり言いますと送り込んだ職員からもさまざまなそういった意味での苦情も実は出ています。そういう意味では、なんとしても今回の工事自体は当たり前にはやらないと、少なくともこれから年度内にその工事を終わらせないと、職場環境としては当たりの姿にはならないということで、ぜひともそういう意味では緊急性があります。

それから工期についても、我々予算の準備から、今に至ったわけですが、3月いっぱいやるというのはかなりきつい状況の中で現

実的には工程も組んでいます。ですから、ここで例えば入札を再度行うようなことになると、職員をおくことすらもなかなか厳しくなってくる状況に実際はあります。

そんなことで、なんとか工事自体は復旧復興に向けて、しっかりとみんな力を出すためには、どうしても必要な準備すべき内容なので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

1 番。

○1 番（渡邊泰彦君） 確認 1 つお願ひしたかったんですが、今回、指名競争入札ということになったわけですが、その指名競争入札をする場合に、資格審査ということで委員会を多分組んでいると思ひます。今回、入札いたしました小黒設備さんのほうでは、その資格審査のときにはどういった形できっちり通っているのかどうか確認させてください。

○副議長（佐々木恵寿君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） それではお答へいたします。

まさに指名競争入札ですから、指名委員会というものを実施しております。その中では、いわゆる決められたルールに従って審査等をしてしっかりとやっております。ですから、指名参加願ひ自体は、まず会社の能力、実績、実際にやった工事の内容を踏まえて審査をしております。

現実的には、この工事をできる浪江町に震災当時本店があつて、現在も稼働している会社ということで小黒設備工業、株式会社叶屋、株式会社浪江設備の 3 社が該当するということで指名の提案がありまして、それについて審査をした結果、大丈夫だろうということで審査のほうは終わっております。

○副議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

3 番。

○3 番（鈴木幸治君） 先ほど副町長から 12 番、佐藤議員の質問に対して過酷な環境の中では職員も従事させるわけにはいかないという一つの考えのもとというような話をされました。この工期を見ると、どのくらい重要な部分に対してどのくらいかかるかは、私も専門的ではないのでわかりませんが、これが仕上がるころには暖かくなってきているのではないかと。一番寒い時期に工事が行われて、暖かい、寒いという話になると、現状のまま、これから寒くはなりますけれども、それは何らかの暖をとってやっていけば大丈夫ではないかというような観点からいうと、早くしないと暖かくできないというのは、ちょっと寒い時期なので、これが完成するころは、もう

暖かくなっているはずだと思うんですよ。ですから先ほどの副町長の答弁を受けて、寒さの関係と工期の関係というものは、マッチするところはあるとは思いますが、それが最大の理由にはならないのではないかと私個人は思っております。それで目的というものを先ほどの説明でわからないわけではないんですけども、副町長の説明だけではそういう暖に対する説明だけでは、矛盾点が発生しているのではないかとということの一つ感じました。それで、やっぱり町民のためにこういうふうに直すんだということを全面的に出してもらわないと、職員も大事です。職員も大事ですけども、寒さの関係からいうと、私は納得するわけにはいかないというようなことを申し添えておきたいと思えます。

それでもう一度、先ほどの副町長の答弁に対して、足すものがあれば一つご答弁願いたいということと、6,000万円という少ない金額ではないので、先ほどどこの場所云々ということもありました。それで、もし答弁できるのであれば6,000万円の中の修理工事費の主な部分。ここに対して制御装置に対して例えば何千万円かかるんだとか、そういう図面でいうと機械室のどういう部分がこうなんだから、そこに対しての金額がどういうふうにかかるんだということを、もし差し支えなければお教え願いたいと思えます。

というのは、役場庁舎をつくるときに、全体予算の中で27億円で作ったように記憶しております。それで、あれだけの庁舎をつくるのに、あの大きな地震でいろいろあったというのはわかりますけれども、そう簡単に壊れるというふうに私は受け取っていないんです。ですから、それが壊れたということはやはりそれだけの大きなものであったと考えざるを得ないということも認識はしております。そこで1本で6,000万円という、なかなかイメージがわからないので、ここの部分でこうですよということが、もし差し支えなければその範囲の中でお教え願いたいと思えます。

○副議長（佐々木恵寿君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） それではお答えしたいと思います。必要性について、先ほど職員の話をしましたけれども、現実的には庁舎には現在仮設の診療所も開設しております。当然に一時帰宅されたり、家の片付けのために浪江町内に入った町民の安全のことも考えながら、仮設の診療所も今設営しながら運営しております。

それからなにかあったときの町民の一時的な集まり場所としても役場は非常に有効であるということもありますので、当然にそこに詰める職員の話もしましたけれども、浪江町内に入っていく町民にとっても、当たり前前の設備が稼働するというのは非常に重要なこと

だと考えております。

それから冷凍機というか冷房の話だけしましたけれども、暖房も全く同じでして、今のままですと強制的にスイッチを入れる、切る。これだけを強制的にやってみたりにも運転しようという状態しか稼働できませんので、質問がありましたように現実的には制御系の装置が壊れておりまして、それらを修繕しないと全体の運転は出来ないという状況にあります。現実的には、I C機器で作られた制御系がやられておりまして、費用的には全体的にいくらかということになると、ほぼ半分近くが制御機器関係の作り直し。壊れております。基盤や何か壊れているということまで調査してわかっておりますので、コントロール機器については、当然に専門の業者に外注をして、それらを作り直してもらって、それらを手に入ってから今度組み入れて、全体の、それからポンプや何かの壊れている部分も直しておきながら、全体を組み直して、いわゆるまともに働くような姿にしなくてはならないということがありまして、現実的に制御基盤関係の作り直し。外注して作り直すという期間が少なくとも3カ月近くはかかってしまうというのは、現段階ではわかっております。そういうことも含めて、時間的にも、それらが直っていかないと、町民自体も町内において、診療所や何かのところに来ても、まったく暑さとか寒さとか、そういう状況も満足にできない状況の中での庁舎の管理しかできませんので、それらも含めてという意味でなかなかうまく説明できないで先ほど失礼しましたけれども、そんなことで町民の安全安心、それから診療所なんかの当たり前の運営、それから役場庁舎そのものの、いわゆる帰還して先発隊として働いている職員の健康管理も含めながらどうしても必要だということですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（佐々木恵寿君） 3番。

○3番（鈴木幸治君） 再質問ということでさせていただきます。ただいまの副町長の答弁の中で、理解はしたいと思ひます。ただ、先ほどからいうように、工期期間が3月21日までだということになると、工事に入って1週間、10日でそれが直るということもないと思ひますので、それは1カ月、2カ月かかってしまうと、寒い時期というのは、やっぱり温度調整はできなくても、その中で勤務とか町民の人が過ごしていくわけですから、暖かさ云々とかそういうものに関してはあんまり関係ないのかなど。工事とやる期間について思ひます。

それと、先ほど私、浪江庁舎が27億円と言ひましたけれども、よく考えてみると27億円は富岡庁舎で、浪江庁舎は24億円ぐらいたっ

たかなと思い出しているところであって、27億円ということについては間違っているかもしれませんが、24億円程度ということに変更させていただきたいと思います。

○副議長（佐々木恵寿君） 7番。

○7番（山崎博文君） 先ほど1番議員からありました入札資格参加の審査会について、例規集でもありまして、副町長が会長を務め審査会を行ういった中で、副町長の就任前の経歴を見ますと県の職員を担当され、建設のほうに精通されたということを確認しております。その中で、どうしてもふれなくてはいけないのが、やはり議会内のことでありますけれども、大体想像はつくと思います。議員の身分に関する点について、どうしてもふれなくてはいけないのかなと。その中で、例規集にもあるんですが、会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができるという浪江町工事等請負計画に関わる指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要項の第2章の第10項に記載されております。

もう一度言いますが、精通された副町長として、今回の入札の参加人審査について、関係者の出席を求めるようなことは想定されなかったのでしょうか。

○副議長（佐々木恵寿君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） お答えします。審査の出された内容と、それから書類等を審査した上では、特に特別に誰かを召喚して意見を求めるとか、調査をしてという内容、疑義はありませんので、淡々と審査のほうは進めております。ですから、審査の過程では、特にそのような疑義とか、何かに明らかに法的に引っかかるようなものがあつたとは認識しない。そういうものはなかったということで審査をすべて終えております。

○副議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） ただいまの審議でも復興拠点として本庁舎の空調設備の修繕工事は必要なことだと、私はその必要性は認めるものであります。その上で、本契約案件については今副町長が答弁されたように、入札参加資格に基づく事務的な審査においては問題はなかったと。それは私は了解いたします。事務当局としては、ごく当たり前の仕事であると思います。

そこで、本契約案件に反対する理由でありますけれども、3点で

あります。一つは、地方自治法92条の2項に議員の兼業禁止という、言ってみれば我々議員にとっては神の手とも言える神聖な条文であります。あえて朗読をさせていただきますけれども、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し、請負をするもの、及びその支配人または主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役、もしくはこれらに準ずべき支配人及び清算人たることができない。」ということで、92条の2項には明確に議員の兼業禁止が定められております。しからば、本条分に照らして、今回の請負契約の相手方である株式会社小黒設備工業の役員の現状はどうなっているかということでもあります。

繰り返しますけれども、第1点としては地方自治法92項の2の議員の兼業禁止に抵触するという問題であります。このことについて、9時から議会運営委員会を開きました。また、本会議開会直後、休議を挟んで1時間を超える全員協議会を開催いたしました。議会運営委員会において、議長の小黒敬三氏は、株式会社小黒設備工業の役員になっているかどうか。このことを本人に直接確認をしました。本人の回答としては、取締役会長をしているということでもあります。明らかに株式会社小黒設備工業の役員であると。したがって92条の2項に違反する請負業者であると判断しても何ら問題はないと思います。

あえて申し上げるまでもないと思いますが、地方自治法92条2項において、なぜ兼業禁止の条文が制定されているのか。そもそも兼業禁止の意味は何か。そもそもその条文に照らして、我々議会議員はどうあるべきかということが問われていると思います。その点から、議会は議決機関であり執行機関の監視機関であります。二元代表制の一翼を担う権限と責任、対町民との関係では大きな信頼と責任を伴う機関であります。その責任と権限を持つ議会において、地方自治法の92条2項に違反する契約行為をそのまま容認することは出来ないということが第2点であります。

第3点としては、請負業者の請負比率が50%以上でなければ問題ないという判例もあるということが議論の中で出てきました。これはあくまでも判例の問題であり、私は契約案件が議会に上程されて、決算期間内に請負比率が50%を超えているか否かの問題ではなくて兼業禁止も含めて、その請負業者の関係人がどういう立場にあるかということが厳しく問われている問題である。請負比率の問題ではないということが第3点であります。

したがって、あらゆる角度から検討しても私は議会が、議決機関である議会が、地方自治法92条の2に背反するような請負契約をそ

のまま容認するわけにはいかないというのが反対の理由であり、以上をもって反対の討論にするものであります。

○副議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第62号 工事請負契約の締結について（25 浪江町役場本庁舎空気調和設備修繕工事）を採決いたします。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○副議長（佐々木恵寿君） 起立少数であります。

よって、議案第62号は否決されました。

ここで議案の審議が終わりましたので、4番、小黒敬三君の入場を許可します。議長を交代します。

〔4番、小黒敬三君復席〕

○副議長（佐々木恵寿君） 暫時休議いたします。

（午後 0時17分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午後 0時19分）

◎閉会の宣告

○議長（小黒敬三君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、平成25年第5回浪江町議会臨時会を閉会いたします。

（午後 0時19分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成25年 月 日

浪江町議会議長 小 黒 敬 三

浪江町議会副議長 佐 々 木 恵 寿

署 名 議 員 吉 田 数 博

署 名 議 員 三 瓶 宝 次

署 名 議 員 馬 場 績